

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月28日
【会社名】	トーソー株式会社
【英訳名】	TOSO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前 川 圭 二
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目4番9号
【電話番号】	03-3552-1211（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 堀 住 浩 一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川一丁目4番9号
【電話番号】	03-3552-1211（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 堀 住 浩 一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

2019年6月26日開催の当社第79回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円 総額47,900,550円

ロ 効力発生日

2019年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役として、前川圭二、結束正、八重島真人の各氏を選任するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額改定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）員数を6名から3名に減少することに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額を、年額250,000千円以内から年額150,000千円以内に改定するものであります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役大槻保人氏、庄中基秋氏、渡辺文生氏、林淳之氏、久保田英司氏の各氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、また、退任取締役大槻保人氏に対しては、長きにわたり代表取締役社長として貢献された労に報いるため、特別功労金を加算することとします。

その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会に一任するものであります。

第5号議案 取締役退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は役員報酬体系の見直しの一環として2019年5月16日開催の取締役会において、取締役退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い、第2号議案のうち再選される取締役2名に対し、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で取締役退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給することといたします。

その支給の時期は各氏の退任する時とし、具体的な金額、方法等につきましては取締役会に一任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、2019年5月16日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いたしました。これに伴い、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を割り当てることとし、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、第3号議案の報酬額の範囲内にて、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を設定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合 (%)
第1号議案	68,746	293	—	(注) 1	可決 (99.58)
第2号議案					
前川圭二	68,440	598	—	(注) 2	可決 (99.13)
結東正	68,718	320	—		可決 (99.54)
八重島真人	68,726	312	—		可決 (99.55)
第3号議案	68,641	397	—	(注) 1	可決 (99.42)
第4号議案	68,107	932	—	(注) 1	可決 (98.65)
第5号議案	68,201	837	—	(注) 1	可決 (98.79)
第6号議案	68,533	503	—	(注) 1	可決 (99.27)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上